

松田町空き家改修事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家の活用促進及び本町への定住支援を図ることを目的として、空き家に居住するために必要な改修を行う者に対して、その費用の一部につき松田町空き家改修事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する居住用の建築物であつて、申請時点で3ヶ月以上居住している人がないものをいう。
- (2) 改修 空き家の機能の向上又は回復を目的とした増築、改築及び修繕その他居住の用に供させることを目的として行う設備改善をいう。
- (3) 空き家バンク 松田町ホームページ空家・貸家・空地情報掲載判定要綱（平成19年告示第8号）に規定する情報の掲載された松田町公式サイトのパージをいう。
- (4) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃借を行うことができる者をいう。
- (5) 入居予定者 売買契約若しくは賃貸借契約を締結しており、当該物件に入居することが決定している者又は売買契約若しくは賃貸借契約は未締結であるが、所有者との間で改修の完了までに売買契約若しくは賃貸借契約を締結することについて同意が得られており、契約締結後に当該空き家へ入居することが決定している者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者
- (2) 空き家への入居予定者

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者が、松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第2号）に定める暴力団員である場合（前項第2号に規定する者においては、同居する者も含む。）
- (2) 町税及び使用料等に滞納がある場合
- (3) その他町長が適当でないと認めた場合
（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、空き家の主要構造部、居室、台所、浴室及びトイレその他居住のために必要と認められる箇所の改修に要する経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する経費は補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 過去にこの要綱による補助を受け改修を実施した空き家の改修に係る経費
- (2) 国、県又は町が行う他の補助金を受けて行う改修に係る経費
- (3) その他町長が補助の対象として適当でないと認めるものに係る経費
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、前条に掲げる経費の2分の1（1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。ただし、改修を実施する事業者が松田町商工振興会会員である場合は、30万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改修に着手する前に、松田町空き家改修事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 調査同意書兼誓約書（第2号様式）
- (2) 補助対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 所有者が確認できる書類の写し（建物登記簿の全部事項証明書の写し等）
- (4) 空き家の現況写真（外観及び施行箇所各所）
- (5) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し（第3条第1項第2号の場合であって、売買契約又は賃貸借契約を締結している場合に限る）
- (6) 空き家の売買又は賃貸に係る同意が得られている事を証明できる書類（第3条第1項第2号の場合であって、売買契約又は賃貸借契約を締結していない場合に限る）
- (7) 改修の実施に係る所有者の承諾書（第3条第1項第2号の場合であって、賃貸借契約のときに限る）
- (8) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査しその適否を決定し、松田町空き家改修事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）又は松田町空き家改修事業費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定を受けた内容を変更し、中止し、又は廃止する事由が生じたときは、速やかに松田町空き家改修事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更等を承認するときは、松田町空き家改修事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業完了日から30日以内又は当該日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、松田町空き家改修事業費補助金実績報告書（第7号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 改修の実施に要した費用に係る領収書の写し
- （2） 改修を実施した箇所の写真
- （3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認められるときは、補助金の額を確定し、松田町空き家改修事業費補助金確定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（空き家バンクへの登録）

第11条 第3条第1項第1号に該当する者は、前条の規定により通知を受けた後、速やかに当該物件について空き家バンクへの掲載申請を行うものとする。ただし、当該物件を自己の居住の用に供する場合は、この限りではない。

（補助金の請求）

第12条 第10条の規定により通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、松田町空き家改修事業費補助金請求書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 第3条又は第4条に規定する要件を欠くことが判明したとき

(3) 第6条第1号の調査同意書兼誓約書に記載された事項に違反があったとき

(4) 前3号に掲げるほか、補助金を交付することが不適當であると町長が特に認めたとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に交付された補助金があるときは、松田町空き家改修事業費補助金返還通知書（第10号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は、補助金の交付を受けた日から当該事由が発生した日までの期間を10年から減じて得た期間（1年未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。）に、補助金の額の10分の1を乗じた額とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に際し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。